

重要事項説明書

【運営規程】

- ・別に定める「ケアハウスめぐみの和運営規程」を参照

【生活に関わるもの】

- ・敷地内・施設全館禁煙、館内の火気使用禁止
- ・年一回、健康診断及び肺癌結核検診を受け施設に届けること。ただし診断料は自己負担とする。

【料金に関わるもの】

1. 食事のキャンセルは、所定用紙(外出届または外泊届)にて、キャンセルする日の2日前までに届出をしたものに限り朝食 100 円、昼食・夕食 200 円を請求より控除する。
2. 居室内での使用にかかわる電気、水道等の使用料は個別メーターにより実使用分を請求する。
3. 契約書第 6 条第 2 項で定める「共用設備にかかる光熱水費」は月額 6,000 円とする。
4. 契約書第 6 条第 4 項で定める「特別なサービスに要する費用」は下表のとおりとする。

①	個浴室の利用	250 円/1 時間（要予約）、入居者の単独利用は不可
②	家族や知人等の宿泊	1,000 円/1 泊
③	家族や知人等の食事	400 円/朝食 500 円/昼食 500 円/夕食
④	コピー、FAX 利用料	10 円/1 枚(白黒コピー)、30 円/1 枚(カラーコピー)、10 円/1 枚(FAX)
⑤	預かり金管理	2,000 円/月（原則として取り扱いしない）
⑥	教養娯楽費	レクリエーション・行事などで実際にかかった経費（実費）
⑦	駐車料金	1 台につき 3,000 円/月
⑧	付添・介助等費用 ※	下表による
⑨	文書代行料	2,000 円（原則として取り扱いしない）
⑩	LAN 接続料	3,000 円/月

これらの費用については入居者または身元保証人から施設への申し込みがあり、施設の提示した金額を入居者または身元保証人が了承した上で、毎月の利用料と一緒に請求するものとする。

※ 付添・介助等費用の計算方法(原則)

付添・介助	600 円/30 分以内 (職員の拘束時間にて算出)	30 分以上の付添は 30 分毎に 600 円追加 ただし、片道送迎の場合はその半額
服薬管理サービス	3000 円/月	薬を渡すのみ 日割りの場合は 100 円/日
配膳・下膳サービス(食堂)	1000 円/月	日割りの場合は 30 円/日
配膳・下膳サービス(居室)	3000 円/月	日割りの場合は 100 円/日

利用する際の注意事項

- ・上記サービスは止むを得ない場合のみ行うものとし、原則的には受付ません。
- ・必ず入居者様の了解の上、実施することとします。
- ・原則として事前の申し込みが必要であり、必ずしも希望の日時で対応できるとは限りません。
- ・当日の申し込みの場合は、勤務職員の判断により実施致します。

- ・社用車の貸出しはいたしません。
- ・付添の利用時間は、原則午前 9 時から午後 5 時となります。
- ・病院への付添は行いません。

5. 入居者は、居室内の器具・備品(床、壁含む)等の将来の修理・買換えに備えて、また、エアコン・カーテンの定期清掃、退居時における室内清掃のために毎月 3,000 円の積立(修繕積立金 ※)をするものとする。施設はこの積立金を個人毎に管理し、未使用分及び不足分については、退居時に精算するものとする。

※ 修繕積立金について

- ① 入居者の居室内にある器具・備品のうち、カーテン・冷蔵庫について修理が必要となった場合は修繕積立金を取り崩す。
 - ・これらの器具・備品は本来施設での設置義務はなく、入居者が自由に選択し持ち込んでよいものであるため。
 - ・これら以外の器具・備品についての修理又は買い替えは施設にて行う。
 但し、入居者に原因があると認められる故障・破損については、入居者の負担(修繕積立金)にて修理・買い替えを行う。
- ② 壁、床の補修については、入居者に原因があると認められないものについては施設が費用を負担し補修する。入居者に原因が認められる補修については、入居者が必要であると認める場合は修繕積立金を取り崩し、補修を行う。但し、⑤に該当する場合は除く。
- ③ 入居者の居室内の清掃(エアコン・カーテン含む)を業者が行う場合は修繕積立金を取り崩す。
- ④ 消耗品(電池・電球等)については、入居者が購入する。(修繕積立金は使用しない)
- ⑤ 入居者が退居する際の部屋のクリーニング代及び、壁・床等の補修(契約書第 13 条によるもの)については、修繕積立金を取り崩す。
- ⑥ 修繕積立金が不足している際は、不足分については利用料と一緒に請求するものとする。

【第三者評価の実施状況】

当施設は、第三者評価を受審しておりません。

令和	年	月	日	説明者	住
				所	浜松市天竜区二俣町阿蔵 304 番地 19 ケアハウス「めぐみの和」
				職 氏名	_____

生活のしおり、苦情処理に関して、運営規程の内容及び上記の内容について説明を受けました。

説明を受けた者	住所	_____
氏名		_____
⑩		_____
続柄		_____

以上

ケアハウスめぐみの和 運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人エクレホスピアが運営する軽費老人ホームめぐみの和（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(運営の基本)

第2条 施設は、施設の利用者（以下「利用者」という。）の人格及び自主性を尊重するとともに、高齢者の特性に配慮した居住環境の充実により、安定した日常生活が提供されるよう運営されなければならない。

(施設の名称および所在地)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 軽費老人ホーム（ケアハウス） めぐみの和
- (2) 所在地 静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵304番地19

(職員の職種及び職務)

第4条 施設に勤務する職員（以下「職員」という。）の職種は次の各号に掲げるとおりとし、その職務内容は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長 施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- (2) 事務員 施設の庶務および会計事務を行う。
事務員は施設長が兼務する場合あり。
- (3) 生活相談員 利用者の生活相談、援助並びに利用者と関係機関及び利用者家族との連絡調整を行う。また、利用者の入退所に関する業務を行う。
- (4) 介護職員 利用者の日常生活全般にわたる生活援助、環境整備等の業務を行う。

(利用者)

第5条 利用者は満60歳以上の者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 自炊できない程度の身体機能の低下又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であり、かつ家族による援助を受けることが困難な者
- (2) 日常生活動作に介護等を要さない者で、かつ認知症等による問題行動を伴わない者。ただし、在宅福祉サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者についてはこの限りではない。
- (3) 身元保証人を2名立てられる者で、そのうちの一人は後見責任を持てる者。
- (4) 規定の利用料を支払うことができる者。

(利用申込)

第6条

- 1 施設を利用しようとする者（以下「入所希望者」という。）は、施設長に、入所申込書、住民票、収入を証明する書類、健康診断書を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申込みがあったときは、施設長は、入所の可否について、入所希望者及び家族との面接を実施して生活状況等に関して聴取するとともに健康診断書等を審査し、入所の可否を決定するものとする。
- 3 前項に規定する決定をしたときは、施設長は、入所の可否について、入所希望者に書面により通知するものとする。

(利用手続)

第7条 前項第3項の規定により入所の決定を通知された者は、次の各号に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

〔入居決定〕

1. 契約書
2. 印鑑証明書
3. 預金口座振替依頼書
4. 転出証明
5. 収入申告書
6. 市民税課税証明書又は非課税証明書
7. 恩給・年金証書コピー

〔入居後〕

1. 健康保険証コピー
2. 介護保険者証コピー
3. 身体障害者手帳（所持者のみ）コピー
4. 前号各号に掲げるもののほか、施設長が必要と認める書類

（保証人）

第8条 入所の決定を受けた利用者は、保証能力を有する者2人を、保証人として立てなければならない。

- 2 保証人は、利用者と連帯して一切の責任を負うとともに、利用者が病気、事故、死亡等により退所の必要が生じたときは、施設長と協議の上、必要な措置をとらなければならない。

（利用定員）

第9条 施設の利用定員は、20名とし、災害等やむを得ない場合を除きこれを超えて利用させてはならない。

（利用料）

第10条 施設の利用料は、浜松市条例「浜松市社会福祉施行条例」第2条により軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に基づき別に定める。

- 2 入退所等により施設の利用が1ヶ月に満たないときは、利用料を日割計算によって算出するものとする。

（入所一時金）

第11条 利用者は、施設への入所時に、入所一時金として生活費・サービスの提供に要する費用・管理費を合算した額の3か月分（30万円を超える場合は30万円）を、施設長の指定する方法により納入しなければならない。

- 2 入所一時金は利用者が施設を退所するときに、利用者に返還するものとする。この場合において、返還する入所一時金には、利息は付加しないものとする。

（入所契約の解除）

第12条 利用者は、施設を退所しようとするときは、退所届を施設長あてに提出し、退所を認めるときは、施設長は、入所契約解除の手続きをするものとする。

- 2 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所契約を解除することができる。

- (1) 入居の要件に関して、虚偽の届出を行って入居したとき。
- (2) 利用料を3ヶ月以上支払わないとき。
- (3) サービスの提供に要する費用の減額に当たって虚偽の届出を行った場合。
- (4) 施設長の承諾を得ないで、ケアハウスの建物や附帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき。
- (5) 個別の日常生活上の援助（料理を除く。）または介護を必要とする状態であるにも関わらず、それらを受ける事ができないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなったとき。

- (7) 入院がおおむね2ヶ月を超えることが予測されるとき。
- (8) その他施設内の秩序を著しく乱し、他の居住者に迷惑をかけたとき。
- (9) 食堂にて自分で食事ができなくなってしまったとき。

(死亡)

第13条 施設長は、利用者が死亡したときは、利用者の家族、保証人等に連絡するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(居室)

第14条 居室の清掃及び日常的な維持管理は、利用者が行うものとする。

2 居室において発生したごみ及び廃棄物の処理等は、定められた方法によって利用者が行うものとする。

3 利用者は、居室において火気類を使用してはならない。

(共同施設等)

第15条 共同施設及び設備の利用時間等の生活規則は、原則として利用者の協議に基づいて定めるものとする。

2 共同施設及び施設の清掃及び維持管理は、職員が行うものとする。

(生活援助)

第16条 施設は、個々の利用者の状態に合わせ、日常生活の援助を総合的に行うものとし、原則として身体介護は行わない。

2 利用者が、入所後に心身の悪化等により、家事等を独力で行うことができなくなったとき又は病気等により介護が必要となったときは、施設長は、利用者が施設外部の在宅介護サービスを受けられるよう迅速に措置するものとする。この場合において、所要の費用が発生した場合には、その全額を利用者が負担するものとする。

(食事の提供)

第17条 施設における利用者への食事の提供（以下「食事」という。）は、栄養、利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。

2 食事の時間は、別に定める。

3 食事の場所は、原則として施設内の食堂とする。

4 食事の献立は、事前に利用者に対し明示するものとする。

(入浴)

第18条 施設における利用者の入浴は、定められた日・時間に行うものとし、施設の職員が給湯等の準備をするものとする。

(相談等)

第19条 施設長は、利用者の生活状況、家庭状況及び健康状態等を把握し、利用者の相談に応じるとともに、適切な助言及び援助に努めるものとする。

2 施設長は、必要に応じて関係諸機関と連携をとり、利用者に必要なサービスの利用手続きに関して援助を行うものとする。

(緊急時の対応)

第20条 利用者は、身体的な急変等が起きたときは、居室に備付けのナースコール等で通報するものとし、通報を受けた職員は、速やかに適切な対応をとるとともに、必要な場合は、医療機関及び家族、保証人等へ連絡するものとする。

(保健衛生)

第21条 利用者の定期健康診断は、年1回以上行うものとし、特に高齢者特有の疾患の防止に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第22条 利用者が外出及び外泊しようとするときは、外出・外泊届けに所要事項を記載し、施設長に届け出なければならない。

(来訪者)

第23条 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記載し、施設長に届け出るものとする。

2 来訪者が施設に宿泊しようとするときは、施設長に届け出て、その承認を得なければならない。

(身上変更の届出)

第24条 利用者は、入所後に、身上に関する変更事項が生じたときは、その旨を速やかに施設長に届け出なければならない。

(健康維持)

第25条 利用者は、自ら常時健康の維持に努めるものとし、施設が行う健康診断は、正当な理由がない限り受診しなければならない。

(相互親睦)

第26条 利用者は、相互の親睦に努め、互いの人権を尊重しなければならない。

(居室の造作の変更等)

第27条 利用者は、施設長の許可を得ず居室の造作の変更又は模様替えを行ってはならない。

(非常災害対策)

第28条 施設長は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災に関する計画を定め、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行い万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心がけるよう指導しなければならない。

(勤務体制の確保)

第29条 施設長は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう勘案した上で、職員の勤務体制を定めるものとする。

(協力医院)

第30条 治療を必要とする利用者が生じたときのため、施設長は、「ひりゅうクリニック」を施設の協力医院と定める。

(秘密の保持等)

第31条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族等の情報を他に漏らしてはならない。職員が退職した後も同様とする。

(損害賠償)

第32条 施設の責任に起因して利用者に事故が発生したときは、管理者は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成25年1月17日から施行する。